

## [事案 2023-61] 入院給付金等支払請求

・令和6年5月14日 裁定終了

### <事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年5月から同年10月までの間、左胸部痛により複数回入院したため、令和2年1月に契約した組立型保険の就業不能保障特約および同年4月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金等を請求したところ、約款の支払事由に該当しないとして令和4年7月以降の給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 同じ症状で、医師の指示によって入院をしているにもかかわらず、保険会社が令和4年7月以降の入院給付金を支払わないのは不当である。
- (2) 医師の診断名が変わっても、自分の症状は5月および6月と7月以降とで変わっていない。
- (3) 令和4年10月の退院後も、痛みが強くて働くことができず、医師から12月末まで就労不能であると診断されていた。実際に、11月に勤務先を退職し、翌年2月に少しバイトをはじめるとまで働くことはできなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 一般に、肋軟骨炎は非ステロイド系抗炎症薬（いわゆる痛み止め）、湿布などの外用薬の使用により2週間程度で改善する。症状が長引く場合、ブロック注射（ステロイドと局所麻酔薬）、物理療法、ストレッチなどのリハビリ治療を行うが、歩行や日常生活動作に支障がなければ医学的に入院の必要性はなく、外来通院での保存治療が選択される。
- (2) 本契約の約款上、入院が療養上必要と認められる場合は、①その傷病に入院して処置・手術加療が必要である場合のその周術期の入院、②疼痛が強くて歩行ができないため、床上生活を余儀なくされ自宅での生活が困難である場合、③歩行は可能であるが、通院することにより傷病が悪化するおそれがある場合、④傷病の状態が重篤で、常に医師の管理の下に随時適切な処置を要する場合などが考えられる。
- (3) 令和4年7月から同年10月までの申立人の入院は、上記(2)①～④に該当する所見が認められず、約款所定の「入院」に該当しない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め、医学的判断の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。